

競争入札参加資格確認申請書

令和 年（20 年） 月 日

熊本市長（宛）

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和8年（2026年）2月20日付けで公告のありました用地課用地関係資料作成整理等業務委託（その2）に係る入札に参加する資格について、その有無を確認されるよう、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 競争入札参加資格審査調書（様式第2号）及び次に掲げる写し
 - ア. 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条及び第3条に定める各部門のうち、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門のすべてについて登録されていることが証される写し、又は一般社団法人日本補償コンサルタント協会「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成3年3月28日理事会決定）第3条の各部門のうち、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門のすべてにおいて、同第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士の登録証の写しと雇用する者であることを証する写し
 - イ. 主任担当者の登録状況等を証する補償コンサルタント登録規程第4条の登録申請書及び第5条の登録通知書の写し、又は補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に登録された補償業務管理士を証する写し
- 2 業務従事者の資格取得状況（様式第3号）及び業務従事者の資格証の写し又は実務経験を証するための書類の写し

1 件名

用地課用地関係資料作成整理等業務委託（その2）

2 競争入札参加資格要件

次の(1)～(12)に掲げる条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、この書類を提出した以後に(1)から(12)に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

- (1) 熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号。以下「資格審査規則」という。）第10条に規定する有資格業者名簿に登載されている者で、かつ、資格審査規則第3条の規定に基づき令和7・8年度（2025・2026年度）競争入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。（さらに、熊本市において「コンサル - 補償コンサルタント業務」での入札参加資格を有していること。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 本案件の申請書提出期限日において、熊本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号。以下「指名停止要綱」という。）、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱又は熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに市町村税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市内に本店を有する者であること。

本店の所在地	
--------	--

- (10) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条及び第3条に定める各部門のうち、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門のすべてについて登録されている者又は、一般社団法人日本補償コンサルタント協会「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成3年3月28日理事会決定）第3条の各部門のうち、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門のすべてにおいて、同第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士を雇用する者であること。
- (11) 次に掲げる条件を満たす者を主任担当者として配置できること。

「補償コンサルタント登録規程（建設省告示第1341号）第2条の別表に掲げる各部門の物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門、総合補償部門のいずれかについて、同第3条で登録された者、又は、一般社団法人日本補償コンサルタント協会「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成3年3月28日理事会決定）第3条の各部門のうち、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門、総合補償部門のいずれかについて、同第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

主任担当予定者

氏名	年齢	当社勤務年数	資格

(12) 次に掲げる条件のいずれかを満たす業務従事者を配置できること。

ア. 大学卒業者は5年以上、短大・高専卒業者は8年以上、高校卒業者は11年以上の実務経験（委託契約による建物等の調査委託業務に携わった業務経験をいう。）を有する者

イ. 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は建築設備士の免許を有する者

令和 年（20 年） 月 日

申請者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

【連絡担当部署】

部署名		担当者名	
電話番号		F A X	
電子メール			

業務従事者の資格取得状況

商号又は名称 _____

氏名・年齢 所属・役職	実務経験年数 資 格	申請日現在、他の業務に従事している場合、その件数と業務概要
氏 名 (才) 所属・役職	実務経験年数 年 業務委託名 期間 ・ ~ ・ ~ ・ ~ ・ ~ ・ ~ <法令による資格・免許等の名称、取得日、登録番号等> ・ ・ ・	件 以下各々の業務について記載すること。 (業務名) (発注者) (業務内容) (契約期間) (契約金額) (従事役職(立場)) (本業務に従事するための対応)

- (注1) 実務経験年数は建物等の調査委託業務に携わった業務経験年数を記入すること。
- (注2) 申請日現在、他の業務に従事している場合、従事している全ての業務について記載すること。
- (注3) 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は建築設備士の免許を有する者は資格証の写しを添付すること。添付されていない場合は、当該資格を有しているとは認めない。
- (注4) 配置予定の業務従事者を特定することが困難な場合は、複数の候補者を記入しても良いこととする(資格証の写しについても全ての候補者について添付すること)。この場合において、うち1人でも要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。